

平成26年度 第21回庁議要旨

日時：平成27年2月2日（月）

午前9時00分～

会場：庁議室

[審議事項]

1 平成26年度石巻市特別表彰者について（総務部）

特別表彰は、芸術文化又はスポーツの全国大会、国際大会等において優秀な成績を収めた本市に関係するものについて、その荣誉と功績を称え表彰するもの。

(1) 主な内容

表彰者候補者（個人6名）

氏名	職業	主な功績
なか しお ぜん じ ろう 中 塩 善 治 郎	無職	第18回アジアマスターズ兼第35回全日本マスターズ陸上競技選手権大会 円盤投げ 優勝
ひら つか あ む 夢 平 塚 新 夢	住吉中学校3年生	2014世界ジュニアマッチプレー選手権大会（ゴルフ）11～14歳の部 優勝
はやし はる き 林 春 貴	山下小学校2年生	2014年全国あんざんコンクール 小学校2年生の部 1位
かめ やま たい よう 亀 山 太 陽	門脇中学校1年生	2014年全国あんざんコンクール 中校生1年生の部 1位
えん どう とし き 遠 藤 俊 希	石巻商業高等学校2年生	2014年全国あんざんコンクール 高校生の部 1位
おお うち さくら こ 子 大 内 桜 子	北上中学校1年生	全日本きもの装いコンテスト世界大会 子供の部 1位

(2) 今後の予定

石巻市特別表彰者表彰式

日時：平成27年3月

会場：市長室

2 道の駅・上品の郷の施設利用料金設定基準の改定について【継続審議分】（河北総合支所・産業部）

平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられたが、「道の駅・上品の郷」の施設利用料金については、消費税率が10%へ引き上げられる時期に改定することとし、利用料金の平成26年度中の改定については見送りとした。しかし、消費税率の10%への引き上げ時期が延期となったことに加え、電気料金の値上げや燃料費の高騰等運営に係る諸経費が増大している状況であるため、指定管理者が適正な施設利用料金を設定することができるよう、条例に定められている利用料金設定基準（上限額設定）を改定するもの。

(1) 主な内容

下記のとおり利用料金設定基準額を変更する。

消費税率引き上げに伴う実質値引き分の解消と諸経費増大分（光熱水費が約15%増）を踏まえ、設定基準を10%増としている。

区分			現行	⇒	改定案
			利用料金設定基準		利用料金設定基準
入浴	平日	一般	500円		550円
		小・中学生	200円		220円
	休日	一般	700円		770円
		小・中学生	300円		330円
平日入浴割引回数券 (11回券)	一般		5,000円		5,500円
小休憩室 (1時間当たり)	8畳間		500円		550円
	12畳間		700円		770円
地域振興施設内インテナント (1月当たり)			70,000円		77,000円
地域振興施設内アウトテナント (1月当たり)			50,000円		55,000円
保養施設内インテナント (1月当たり)			50,000円		55,000円

※施設の利用料金は、利用料金設定基準に規定する額の範囲内で指定管理者が定める(市長の承認が必要)。なお、当面は企業努力により値上げ幅を抑え、平日一般入浴料で500円から520円の20円(消費税対応分相当)の値上げを予定。

(2) 今後の予定

- ア 平成27年市議会第1回定例会へ関連議案の提案
- イ 平成27年3月 株式会社かほく・上品の郷あて協議書への回答
- ウ 平成27年4月 道の駅・上品の郷施設利用料金の改定

3 放課後児童クラブの新設及び廃止について(福祉部)

平成27年度から開始する「子ども・子育て支援新制度」では、放課後児童クラブ利用対象児童が6年生までに拡大されることから、放課後児童クラブ利用児童数の増加に対応するため、専用教室の新設及び余裕教室を改修し、8か所の放課後児童クラブを新設するもの。また、門脇地区放課後児童クラブについては、門脇小学校が石巻小学校と統合することから廃止するもの。

(1) 主な内容

- ア 新たに設置する児童クラブ
 - (ア) 専用教室
 - ・中里地区第二放課後児童クラブ
 - ・蛇田地区第三放課後児童クラブ
 - ・万石浦地区第三放課後児童クラブ
 - ・稲井地区第三放課後児童クラブ
 - ・鹿又地区第二放課後児童クラブ
 - (イ) 余裕教室
 - ・向陽地区第三放課後児童クラブ

- ・石巻地区第二児童クラブ
- ・山下地区第二放課後児童クラブ
- イ 学校統合に伴い廃止する児童クラブ
門脇地区放課後児童クラブ（廃止日：平成27年4月1日）
- (2) 今後の予定
 - ア 平成27年市議会第1回定例会に放課後児童クラブ条例の一部改正を提案
 - イ 石巻市放課後児童クラブ条例施行規則の一部改正
 - ウ 施行予定年月日 新設：施設の整備状況に応じ規則で定める
廃止：平成27年4月1日

[報告事項]

1 平成27年度石巻市総合防災訓練の実施日について（総務部）

石巻市総合防災訓練は、東日本大震災の教訓を踏まえ、全市民を対象に、地震発生時の初期行動、火災や津波などの災害現象に応じた避難行動の習熟や地域と学校の連携強化、地域における共助意識の向上を図ることを目的に毎年開催しているが、学校、地域における行事日程の調整作業への配慮及び準備期間を確保し、また、訓練の充実を図るために実施日を早期に決定するもの。

(1) 主な内容

- ア 開催日：平成27年11月15日(日)
 - ステージ1 全市一斉の地震（火災）・津波災害時の避難訓練
 - ステージ2 地域の自主的な災害応急対策訓練
- イ 開催場所：市内全域

※訓練の時間や内容等、実施要領については、今後、関係機関等と調整を図り決定する。

(2) 今後の予定

- ア 訓練日の周知及び参加協力の要請
- イ 実施要領細部の検討

2 石巻市市街地再開発事業等補助金の補助要件等の改正について（復興事業部）

進捗が停滞している市街地再開発事業等について、国が緊急的に上乗せ支援を図るために、「都市・地域再生緊急促進事業」の拡充（社会資本整備総合交付金交付要綱の改正）が行われたことに伴い、補助要件を満たす再開発事業に対し補助金を交付するために、本市の交付要綱を改正するもの。

(1) 主な内容

石巻市市街地再開発事業等補助金交付要綱の一部を改正し、社会資本整備総合交付金交付要綱で定める要件を満たす市街地開発事業に対し、従来の補助金と併せて、都市・地域再生緊急促進事業により交付可能な額の補助金を交付する。

ア 補助要件

下記の要件のすべてを満たす市街地再開発事業

- (ア) 都市計画決定が平成25年12月5日までに行われていること。
- (イ) 次のいずれかの要件を満たす事業であること。

- ・事業計画等の予定から3月以上事業が遅延しており、かつ、着工に至っていないもの

- ・工事着工後、工事が停止しているもの
- ・工事着工後、工事が停止するおそれが高いと市長が認めるもの
- (ウ) 平成26年3月31日までに事業計画について地権者による合意形成が図られているものであること。
- (エ) 平成27年3月31日までに着工することが確実と見込まれるものであること。
- イ 補助対象経費
共同施設整備費（空地等整備費、供給処理施設整備費、その他の共用施設の整備費）
- ウ 交付額
共同施設整備費を合計した額の5分の1。ただし、次のいずれか少ない額を限度とする。
 - (ア) 補助金で充当される分を除く建設工事費に対し、100分の11.5を乗じて得た額
 - (イ) 地権者が直近合意していた建設工事費から増額される額
- エ 都市・地域再生緊急促進事業による補助対象地区
 - (ア) 中央三丁目1番地区
 - (イ) 立町二丁目5番地区
 - (ウ) 中央一丁目14・15番地区
- (2) 施行期日等
 - ア 石巻市市街地再開発事業等補助金交付要綱の一部改正
 - イ 施行年月日 平成27年1月1日

3 既存不適格建築物の移転に関する認定手数料について（建設部）

平成27年1月21日に建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する政令が公布され、既存不適格建築物の移転の際における建築の制限緩和する場合の認定について見直しされたことに伴い、本市条例についても必要な改正を行うもの。

(1) 主な内容

石巻市建築基準等に関する条例の一部改正

建築基準法適用除外となる移転の範囲（建築基準法施行令第137条の16）の新設により、特定行政庁が支障がないと認めた場合における認定の申請の項目を加え、その額を27,000円とする。

《参考》

【現行】既存不適格建築物の取り扱いは、同一敷地内で移動する場合は「移転」、別敷地に異動する場合は「新築」として取り扱っており、「移転」の場合は不適格部分について、現行基準に適合させる必要がないとされている。

【改正後】別敷地への移動についても「移転」として取り扱うこととなるが、不適格部分について現行基準に適合させる必要がある。ただし、建築基準法第137条の16第2号の規定により、次のいずれかに該当するものは不適格部分について、適合させる必要がなくなる。

- ①「移転」が同一敷地内におけるもの
- ②「移転」が交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと特定行政庁が認めるもの

※既存不適格建築物

建築時には適法に建てられた建築物であって、その後、法令の改正や都市計画変更等によって現行法に対して不適格な部分が生じた建築物。

(2) 今後の予定

ア 平成27年市議会第1回定例会に条例の一部改正を提案

イ 施行予定年月日 平成27年6月1日

ウ 平成27年6月1日 建築基準法の一部を改正する法律施行（予定）

以上